



## 山田 良平

# 3分間

## 税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



### 平昌五輪の報奨金 スポンサー企業からの受け取りは「一時所得」

2月に行われた平昌オリンピックで、日本は冬季史上最多の13個のメダルを獲得し、日本オリンピック委員会（JOC）はメダリストに対して「金」で500万円、「銀」で200万円、「銅」で100万円の報奨金を支払います。この報奨金はアルペールビル、バルセロナ両五輪が開かれた1992年から支給され、当初は金で300万円でしたが、2016年リオデジャネイロ大会から500万円に増やされました。なお、銀と銅は据え置かれたままです。

報奨金は競技団体によって上乗せ支給されることもあります。例えば日本スケート連盟は独自にJOCと同額の報奨金を支払います。よって、金、銀、銅と三つのメダルを獲得した高木美帆選手はJOCと連盟の報奨金を合わせて1600万円の報奨金を受け取るようになりますし、金メダル2個を獲得した高木菜那選手は計2000万円の報奨金を受け取り、さらに所属する日本電産サンキョーの親会社で精密モーター大手の日本電産が4000万円を出すことも明らかにされました。

報奨金は競技団体によってばらつきがあり、また、競技格差もあるようです。たとえば、銅メダルを獲得したカーリングは、競技団体からの報奨金はないようです。

一方、先月閉幕した平昌パラリンピックでは、日本障がい者スポーツ協会が支払う報奨金は「金」150万円、「銀」100万円、「銅」70万円と、平昌オリンピックを大幅に下回っています。一部報道によると、同協会が支払う報奨金は寄付金が原資となっているため、オリンピック並みの報奨金を支払えないといえます。

なお、報奨金の税金の取り扱いですが、JOCや障がい者協会の報奨金は所得税法の例外規定で非課税になっています。また、競技団体からの報奨金では最大300万円までが非課税となりますが、所属企業から受け取る報奨金は給与所得となり、スポンサー企業からの報奨金は一時所得となります。